

# 各種制度について

身体障害者手帳によって受けていただけるサービスは以下ようになります。  
制度によって要件等が定められている場合があります。詳細については各窓口でご確認ください。

## ● 医療費の助成

### 重度障がい者福祉医療費助成制度

内 容	資格確認書等を使って病院・診療所で診療・投薬を受けたり、治療用装具を作った時などに、自己負担の一部が助成されます(医療保険の対象となる範囲内)。
対 象	愛荘町内に在住し、国民健康保険・社会保険等の医療保険に加入している被保険者で、身体障害者手帳1級～3級を所持している人。 ※ 所得による制限があります。
申請方法	「福祉医療費受給券」の交付を受けるため、次のものを持って下記の窓口へお越しください。 <input type="checkbox"/> 身体障害者手帳 <input type="checkbox"/> マイナ保険証や資格確認書等 <input type="checkbox"/> 個人番号の確認できるもの(通知カード等) <input type="checkbox"/> 本人確認ができるもの(運転免許証等) ※町外から転入された場合は、転入時期により前住所地の市町村で発行する課税証明書(前年の所得額および住民税の賦課状況が分かるもの)が必要になることがあります。
助成方法	①滋賀県内の医療機関を受診する場合は、資格確認書等と福祉医療費受給券を提出すると自己負担の一部が助成されます(医療保険の対象となる範囲内)。 ②コルセット等の補装具費が保険で後払い(療養費払い)になる時、または県外の医療機関で診療を受けた時はいったん医療費を払って、次のものを持って下記の窓口払い戻しの請求をしてください。 <input type="checkbox"/> 医療費の領収書(対象者の氏名、保険点数等の記入があるもの) <input type="checkbox"/> マイナ保険証や資格確認書等 <input type="checkbox"/> 印鑑 <input type="checkbox"/> 口座番号のわかるもの <input type="checkbox"/> 福祉医療費受給券 <input type="checkbox"/> 医師の意見書(補装具の場合のみ)
窓 口	愛荘町住民課      TEL 0749-42-7692 FAX 0749-42-7117 愛荘町秦荘支所    TEL 0749-37-2051

## 自立支援医療(育成医療・更生医療)

内 容	障がいによる病状が軽減され、日常生活活動の回復又は向上を図れるよう、医療費の一部を助成します。 ※所得による支給制限があります。
対 象	<p>&lt;育成医療&gt; 現在身体に障がいがあるかまたは疾患があつて、そのまま放置すると将来一定の障がいを残すと認められる18歳未満の児童で治療が必要であると医師が判断する者</p> <p>&lt;更生医療&gt; 身体障害者手帳を所持する18歳以上の方で、身体障がいをもたらしている一定の病状に対し、医学的処置を行うことによつて日常生活活動を回復または向上する可能性がある者で、治療が必要であると医師が判断する者</p>
窓 口	事前に自立支援医療指定病院の指定医とよく相談され、下記の窓口へ申請してください。 愛荘町福祉課 TEL 0749-42-7691 FAX 0749-42-5887

## 医療保険の選択について

内 容	65歳以上75歳未満の方で、一定の障がいがある方は、現在ご加入の医療保険のほか、後期高齢者医療保険制度を選択していただくことができます。 ※保険証が変更となり、窓口負担や保険料の算定方法が変更となります。
対 象	町内在住の65歳以上75歳未満の方で、身体障害者手帳1級から3級もしくは身体障害者手帳4級の一部(音声・言語・そしゃく機能の障がいと下肢障がいの一部)をお持ちの方
窓 口	愛荘町住民課 TEL 0749-42-7692 FAX 0749-42-7117 愛荘町秦荘支所 TEL 0749-37-2051

## ● 税の控除・減免

### 所得税の控除

内 容	<p>納税者が障がい者である場合、または扶養親族(配偶者を含む)に障がい者がいる場合に、納税者の所得額から障がいの程度に応じた額が控除されます。</p> <p>身体障害者手帳1級、2級 → 特別障がい者として所得額から40万円が控除されます。</p> <p>身体障害者手帳3級～6級 → 普通障がい者として所得額から27万円が控除されます。</p> <p>扶養親族(配偶者を含む)に身体障害者手帳1級、2級を所持している方がおられ、同居している場合 → 納税者の所得額からさらに35万円が控除されます。</p>
窓 口	確定申告の場合・・・国税相談専用ダイヤル TEL 0570-00-5901 (自動音声案内に従つて操作してください) 源泉徴収の場合・・・勤務先の給与担当者

じゅうみんぜい こうじょ  
**住民税の控除**

内 容	<p>納税者が障がい者である場合、または扶養親族(配偶者を含む)に障がい者がいる場合に、納税者の所得額から障がいの程度に応じた額が控除されます。</p> <p>身体障害者手帳1級、2級 → 特別障がい者として所得額から30万円が控除されます。</p> <p>身体障害者手帳3級～6級 → 普通障がい者として所得額から26万円が控除されます。</p> <p>扶養親族(配偶者を含む)に身体障害者手帳1級、2級を所持している方がおられ、同居している場合 → 納税者の所得額からさらに23万円が控除されます。</p>
窓 口	<p>愛荘町税務課 TEL 0749-42-7690 FAX 0749-42-7117</p> <p>※ただし、年末調整や確定申告で所得税での控除を受けている場合は、住民税の手続きは不要です。</p>

じどうしゃぜい げんめん  
**自動車税の減免**

内 容	<p>自動車税が減免される場合があります。 減免対象となる自動車税は、身体障害者手帳をお持ちの方が所有している自動車等に限り、(満18歳未満の場合は生計を同一にしている者が車の所有者でも可能な場合があります)。 <u>*自動車税は、当該年度の4月1日現在の所有者に対して賦課(課税)されます。</u></p> <p>障がいの程度等一定の要件がありますので、詳しくは下記窓口等にお問い合わせください。</p>
窓 口	<p><input type="checkbox"/> 身体障害者手帳 (原本)</p> <p><input type="checkbox"/> 運転免許証 (表裏の写しでも可)</p> <p><input type="checkbox"/> 自動車検査証 (写しでも可)</p> <p><input type="checkbox"/> 納税通知書</p> <p><input type="checkbox"/> 減免申請書(県税事務所備え付け)</p> <p style="padding-left: 20px;">以下は生計を同一にする者が運転する場合に必要な書類</p> <p><input type="checkbox"/> 生計同一証明書(愛荘町福祉課)</p> <p><input type="checkbox"/> 障がい者が継続して使用していること分かる証明(通院・通学・通勤・通所)</p>
窓 口	<p>滋賀県東北部県税事務所 湖東納税課 TEL0749-27-2206 FAX0749-26-3391 (滋賀県内の各県税事務所・自動車税事務所(守山)でも受付可能)</p> <p style="text-align: right;">TEL 077-585-7288</p> <p>生計同一証明書の発行・・・愛荘町福祉課(愛荘町役場 本庁舎別館)</p> <p style="text-align: right;">TEL 0749-42-7691 FAX 0749-42-5887</p>

## 軽自動車税の減免

内 容	<p>障がいの程度により軽自動車税が減免される場合があります。 減免対象となる自動車等は、原則として身体障害者手帳をお持ちの方が所有している車に限ります。 家族の方が運転される場合等で減免を受けていただくには、一定の要件があります。詳しくは下記窓口にお問い合わせください。 ただし、障がい者お一人について普通自動車を含めて一台のみの減免となります。</p> <p><b>* 軽自動車税は、当該年度の4月1日現在の所有者に対して賦課(課税)されます。</b></p>
必要書類	<p>障がい者本人が運転される場合は以下の書類が必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 身体障害者手帳</li> <li><input type="checkbox"/> 運転免許証(運転される方のもの)</li> <li><input type="checkbox"/> 自動車検査証(車検証)のコピー</li> <li><input type="checkbox"/> 納税通知書および納付書</li> <li><input type="checkbox"/> 減免申請書</li> </ul> <p>※家族の方が運転される場合等は提出書類も異なります。</p>
申請期間	5月、納税通知書及び納付書がお手元に到着してから納期限7日前までに申請してください。
窓 口	愛荘町税務課 TEL 0749-42-7690 FAX 0749-42-7117

## 所得税の軽減(バリアフリー改修工事特別控除)

内 容	<p>&lt;特定増改築等住宅借入金等特別控除&gt; バリアフリー改修工事を含む増改築を行った方で、下記対象に該当し、工事に係る資金について借入金があつて一定の要件を満たす場合は、所得税額から1年間で最高12万5千円控除されます。</p> <p>※対象となる工事の要件など、詳細については税務署へお問い合わせください。</p>
対 象	<p>次のいずれかに該当する方</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・年齢が50歳以上である</li> <li>・要介護認定または要支援認定を受けている</li> <li>・障がい者である</li> <li>・要介護認定または要支援認定を受けている親族、障がいのある親族、65歳以上の親族のいずれかと同居している</li> </ul>
窓 口	国税相談専用ダイヤル TEL 0570-00-5901(自動音声案内に従って操作してください)

## 事業税(課税対象外)の控除

内 容	あんま・はり等医業に類する事業のうち、重度の視力障がい者(矯正後の両眼の視力が0.06以下)の方が事業を営む場合は課税されません。
窓 口	滋賀県東北部県税事務所 TEL 0749-65-6607 FAX 0749-65-5776

## 相続税の控除

内 容	<p>相続または遺贈によって財産を得た障がい者が民法にいう相続人に該当する場合、次の額にその方が満85歳になるまでの年数を乗じて算出した金額が、相続税から控除されます。</p> <p>① 身体障害者手帳 1級、2級の方 → 20万円                  ② 身体障害者手帳 3級～6級の方 → 10万円</p>
窓 口	<p>国税相談専用ダイヤル TEL 0570-00-5901(自動音声案内に従って操作してください)</p>

## 贈与税の控除

内 容	<p>対象者に対して生前に信託受益権の贈与を行う場合、一定の条件の下に贈与税が非課税になります。</p>
対 象	<p>身体障害者手帳1級、2級の所持者(特別障害者)</p>
窓 口	<p>国税相談専用ダイヤル TEL 0570-00-5901(自動音声案内に従って操作してください)</p>

## ● 行動範囲の拡大

### 有料道路通行料の割引(ETCカードがない場合)

内 容	<p>事前申請により、有料道路の通行料が5割引となります。</p> <p>※事前に登録できる車は お1人につき1台に限ります。                  ※事前に登録されていない車(知人の車やレンタカー等)での利用も、一定の要件のもとで障害者割引が適用できます。                  ※身体障害者手帳2種の場合は、その手帳を所持している本人が運転している時のみ、割引となります。</p>
必要書類	<p><input type="checkbox"/> 身体障害者手帳</p> <p><input type="checkbox"/> 免許証 (本人が運転される場合のみ)</p> <p><input type="checkbox"/> 自動車検査証 <input type="checkbox"/> 自動車検査証記録事項 (A6サイズの車検証の場合に必要)</p>
窓 口	<p>愛荘町役場福祉課 TEL 0749-42-7691                  FAX 0749-42-5887</p>
使い方	<p>有料道路料金所にて支払前に障害者手帳の有料道路割引証明のあるページを提示してください。 ※琵琶湖大橋も割引対象となります。</p>
備 考	<p>※有効期限日の2ヶ月前から更新手続きが可能となります。                  上記の必要書類をご持参ください。                  ※車によっては登録できない車もあります(事業用などの車や、会社名義の車は登録できません。なお、ローン会社の場合は登録できます)。</p>



## 予約型乗合タクシー(愛称:愛のリタクシー)運賃の割引

内 容	障がいのある人とその(※)介護者は、運賃が大人普通料金の半額になります。 (※介護者は、身体障害者手帳・療育手帳の1種介護付表示者のみ)
対 象	身体障害者手帳の所持者およびその介護者
使い方	予約型乗合タクシーのご予約は近江タクシー(株)(TEL:0749-22-1111)まで。また、タクシー乗車時に手帳を提示ください。
その他	・予約型乗合タクシーは完全予約制ですので、予約のない便は運行しません。 ・運行車両は全て車イスに対応していますが、折りたためない車イス(電動車イス 等)は、対応できません。予め、ご了承をお願いします。

## 近江鉄道バス・湖国バス運賃の割引

内 容	バスを利用する時、普通旅客運賃が5割引になります。
対 象	身体障害者手帳の所持者 1種 … 本人+介護人 → 5割引 2種 … 本人のみ → 5割引
使い方	バス乗車時に手帳を提示してください。

## 航空旅客運賃の割引

内 容	国内航空線を利用する時に、割引が適用されます。
対 象	満3歳以上の身体障害者手帳の所持者 「本人・介護人1名」に適用
窓 口	各航空券販売窓口
使い方	航空券販売窓口で手帳を提示してください。
備 考	割引率は利用される航空会社により異なります。 詳しくは各航空会社に直接問い合わせてください。

## 自動車燃料費・タクシー運賃助成

内 容	自動車燃料費またはタクシー運賃のいずれかを助成します。 自動車燃料費は年間7,200円の金額助成、タクシー運賃は年間14,400円(600円×24枚)のチケットによる助成をします。 ※年度の途中で助成決定となった場合は、決定月から年度末までの分を月数割りで運賃助成券を交付します。
対 象	身体障害者手帳 1級～3級の方で在宅生活されている方。 ※ただし、自動車燃料費助成事業の対象者は、身体障害者手帳1・2級の方に限ります。
窓 口	愛荘町役場福祉課 TEL 0749-42-7691 FAX 0749-42-5887
使い方	・タクシー乗車の精算時にチケットを提示ください。 なお、町と協定締結している業者に限ります。 ・タクシーの乗車1回につき助成券利用限度枚数は2枚とします。 ・自動車燃料費助成については、町内の給油所において申請された自家用自動車に給油した場合に限ります。(領収書を添えて年度内に請求してください) ・タクシー運賃助成利用の方は、タクシー乗車時に手帳を提示することにより、タクシー運賃の割引と一緒に利用できます。


ちゅうしゃきんしのたいしょうじょがい  
**駐車禁止の対象除外**

内 容	下記の身体障害者手帳を所持する方の利用する車が、駐車禁止の対象から除外されます。下記窓口にて証明書を発行します。
対 象	① 視覚障がい 1級～4級の1 ② 聴覚障がい 2～3級 ③ 平衡機能障がい 3級 ④ 肢体不自由(上肢) 1級～2級 ⑤ 肢体不自由(下肢) 1級～4級 ⑥ 肢体不自由(体幹) 1級～3級 ⑦ 肢体不自由(脳原性上肢) 1級～2級 ⑧ 肢体不自由(脳原性移動) 1級～4級 ⑨ 心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・免疫・肝臓機能障がい 1級～3級
必要書類	<input type="checkbox"/> 身体障害者手帳 <input type="checkbox"/> 免許証 <input type="checkbox"/> 自動車検査証
窓 口	東近江警察署交通課 TEL 0748-24-0110 FAX 0748-24-0143



しがけんくるま しょうしゃとうようちゅうしゃじょうりようしょうせいど  
**滋賀県車いす使用者等用駐車場利用証制度**

内 容	障がい者や高齢者など、移動に配慮が必要な方が使いやすい駐車場とするため、車いすマーク等の駐車区画を利用する場合、一定の対象者が申請することにより利用証を交付する制度。
対 象	① 身体障害者手帳所持者で一定の障害区分および要件を満たすもの ② 療育手帳所持者で程度が「A1」「A2」または「A」の方 ③ 精神保健福祉手帳所持者で区分が「2級」以上の方 ④ 難病患者の場合は特定疾患医療受給者等の方 ⑤ 高齢者の場合は要介護状態区分が「要介護1～5」の方 ⑥ 妊産婦の場合は母子手帳取得時～産後1年の方 ⑦ けが人の場合は一時的に移動の配慮が必要な方 ⑧ その他、上記以外の歩行困難者で、駐車場の利用に配慮が必要と認められる方
必要書類	①～③は手帳の写し      ④は特定疾患医療受給者証等の写し ⑤は介護保険被保険者証の写し      ⑥は母子健康手帳の写し ⑦～⑧は医師の診断書・意見書および身分証明書
窓 口	滋賀県健康医療福祉部健康福祉政策課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 TEL077-528-3512 FAX077-528-4850


**ヘルプマーク**

内 容	 義足や人工関節を使用している人、内部障害者難病のある人、又は妊婦初期の人など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている人が、周囲の人に配慮を必要としていることを知らせるマークです。希望される人に無料でお渡します。
窓 口	愛荘町役場福祉課 TEL 0749-42-7691 FAX 0749-42-5887

## 身体障害者マーク

<p>内 容</p>	<p>障がい者を示すマークはさまざまありますが、一般的に広く使用されているマークに下の2種類があります。 この2種類のマークは下記窓口で購入(およそ500円)することができます。</p> <div style="display: flex; align-items: flex-start;"> <div style="margin-right: 20px;">  </div> <div> <p>&lt;身体障害者標識(障害者マーク)&gt; 肢体不自由があつて、そのために運転免許に条件がついている方が運転していることを示すマークです。このマークをつけた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられることになります。</p> </div> </div> <div style="display: flex; align-items: flex-start; margin-top: 20px;"> <div style="margin-right: 20px;">  </div> <div> <p>&lt;障がい者のための国際シンボルマーク&gt; 障がい者が容易に利用できる建物、施設であることを示すマークです。このマークはすべての障がい者を対象としたもので、特に車いすを利用している方に限定されているものではありません。 自動車に貼って、身体障がい者が乗っていることを他車に伝えるためにも用いられています。</p> </div> </div>
<p>窓 口</p>	<p>&lt;身体障害者標識(障害者マーク)&gt; 東近江警察署交通課 TEL 0748-24-0110 FAX 0748-24-0143 &lt;障がい者のための国際シンボルマーク&gt; あじさいの家共同作業所 彦根市平田町630番地2 TEL 0749-24-4518 FAX 0749-24-4519</p>

## 聴覚障害者マーク

<p>内 容</p>	<div style="display: flex; align-items: center;">  <div style="margin-left: 20px;"> <p>聴覚障がい者が運転していることを示すマークです。このマークが表示されている車を発見した場合は、必要に応じて徐行・減速するなどし、安全に通行できるように配慮してください。このマークをつけた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられることになります。 ※運転免許証の条件欄に「補聴器」が記載されている場合は、補聴器を使わずに運転することは出来ません。補聴器を使わず、このマークを使って運転する場合は、下記にて適性検査を受ける必要があります。</p> </div> </div>
<p>窓 口</p>	<p>&lt;障害者マーク購入先&gt; 東近江地区交通安全協会 東近江市八日市緑町26-18(東近江警察署内) TEL 0748-26-2392</p> <p>&lt;適性検査の実施先&gt; 運転免許センター(守山市木浜町2294) 月曜日～金曜日(平日) 午前8:30～午後5時 TEL・FAX 077-585-1255</p>

## くるま かしたし 車いすの貸出し

<p>内 容</p>	<p>一時的に車いすが必要な人に、短期間(1か月)貸出します。 下記の窓口までお越しください、その場でお貸しいたします。</p>
<p>窓 口</p>	<p>愛荘町社会福祉協議会 秦荘事務所 TEL 0749-37-8063 愛知川事務所 TEL 0749-42-7170</p> <p>※開庁日で8:30～17:15の間に貸出できます。閉館日は貸出しを行っていません。</p>

## 自動車改造費の助成

内 容	自動車改造費の一部を助成します。(限度額:10万円) 事前申請・承認が必要となりますので、改造前に下記窓口までご相談ください。 ※所得による支給制限があります。
対 象	身体障害者手帳を有する上肢・下肢または体幹機能障がい者であって、次のいずれかに該当する人  <本人運転の場合> 上肢機能障がい、下肢機能障がいまたは体幹機能障がいを有する障がい者の就労等のために自らが所有し、運転する自動車の操向装置および駆動装置等の一部を改造することが必要な人  <介護者運転の場合> 上肢機能障がい、下肢機能障がいまたは脳原性多動機能障がい(部分等級1級、2級)を有する障がい者(児)の通院、通学、通所、または生業のために、自動車(障がい者自ら所有または、その人と生計を同一にする人が所有する自動車に限る)に、椅子の移動介護装置(昇降装置、固定装置等)を装着することが必要な人
窓 口	愛荘町役場福祉課 TEL 0749-42-7691 FAX 0749-42-5887

## 自動車操作訓練費の助成

内 容	自動車教習所にて免許を取得するための費用の一部を助成します。事前申請・承認が必要となりますので自動車教習所へ入校される前に身体障害者手帳・印鑑を持参のうえ、下記の窓口までお越しください。 ※所得による支給制限があります。(限度額:10万円)
対 象	① 身体障害者手帳 1級～4級 ② ①以外であっても障がいが肢体不自由で、当該障がいのために自動車を改造する必要がある人
窓 口	愛荘町役場福祉課 TEL 0749-42-7691 FAX 0749-42-5887

## 自動車購入資金の貸付

内 容	身体障がい者が自ら運転する自動車を購入する場合、または障がい者と生計を同一にする人が専ら当該障がい者の日常生活の便宜や社会参加の促進を図るために自動車を購入する場合、その必要な経費の貸し付けを受けられます。なお、所得や障がいの程度により対象要件がありますので事前の相談をお願いします。
窓 口	愛荘町社会福祉協議会 愛知川事務所 TEL 0749-42-7170 FAX 0749-42-7178

## 自動車運転の技能修得費の貸付

内 容	生業を営み、または就職するために障がい者が自動車の運転免許を修得する必要がある場合、その必要な経費の貸し付けを受けられます。なお、所得や障がいの程度により対象要件がありますので事前の相談をお願いします。
窓 口	愛荘町社会福祉協議会 愛知川事務所 TEL 0749-42-7170 FAX 0749-42-7178

こうきょうりょうきん わりびきなど  
● 公共料金の割引等

NHKほうそうじゅしんりょうのげんめん  
NHK放送受信料の減免

内 容	NHKの放送受信料が半額または全額免除されます。
対 象	<p>&lt;半額免除対象者&gt;</p> <p>① 身体障がい者(視覚障がい・聴覚障がい)で、世帯主かつ契約者の方</p> <p>② 身体障がい者1級、2級で、世帯主かつ契約者の方</p> <p>&lt;全額免除対象者&gt;</p> <p>身体障がい者(児)のいる低所得世帯(生活保護世帯、もしくは世帯構成員全員が町民税非課税の場合)</p>
必要書類	<input type="checkbox"/> 身体障害者手帳 <input type="checkbox"/> 印鑑
窓 口	愛荘町役場福祉課      TEL 0749-42-7691 FAX 0749-42-5887

けいたいでん わきほんりょうなど わりびき  
携帯電話基本料等の割引

内 容	携帯電話の基本料等が割引されます。 割引内容は各携帯電話会社によって異なります。 詳しくは各店舗へお問い合わせください。
対 象	<input type="checkbox"/> 身体障害者手帳所持者
窓 口	携帯電話各社の支店、各社電話取扱店等

でんわばんごう むりょうあんない  
電話番号の無料案内

内 容	電話番号を無料で案内します。
対 象	<p>① 視覚障がい 1～6 級</p> <p>② 上肢機能障がいまたは体幹機能障がい 1級または2級</p>
必要書類等	<input type="checkbox"/> 身体障害者手帳所持者
窓 口	<p>最寄のNTT支店</p> <p>もしくは、下記に連絡すれば申込書が送られてきます。</p> <p>● NTT西日本ふれあい案内担当 TEL 0120-104174</p>

はたしょう にゅうじょうりょう わりびき  
ラポール秦荘けんこうプールの入場料の割引

内 容	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、特定疾患医療受給者証をお持ちの方および必要な介助者1名(高校生以上)については、利用者各区分の半額です。
窓 口	ラポール秦荘けんこうプール (〒529-1206 愛荘町蚊野2978番地1) TEL 0749-37-4777 FAX 0749-37-4778

けんりつしせつにゆうじょう(かん)りょうのわりびき  
**県立施設入場(館)料の割引**

内 容	下記の施設で入館時に手帳を提示すれば、入場料が無料または割引されます。
対 象	<p>①入場料・使用料が無料になる施設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 醒井養鱒場 TEL 0749-54-0301 FAX 0749-54-0302</li> <li>・ 観光案内 TEL 0749-54-2715</li> <li>・ 近代美術館 TEL 077-543-2111 FAX 077-543-4220</li> <li>・ 陶芸の森陶芸館 TEL 0748-83-0909 FAX 0748-83-1193</li> <li>・ 安土城考古博物館 TEL 0748-46-2424 FAX 0748-46-6140</li> <li>・ 県立障害者福祉センター TEL 077-564-7327 FAX 077-564-7641</li> <li>・ 琵琶湖博物館 TEL 077-568-4811 FAX 077-568-4850</li> <li>・ 芸術劇場びわ湖ホール TEL 077-523-7133</li> <li>・ びわ湖こどもの国 TEL 0740-34-1392</li> <li>・ 希望が丘文化公園 TEL 077-586-2111</li> </ul>

しゃかいさんか そくしん  
**●社会参加の促進**

ゆうびん ふざいしゃとうひょう  
**郵便による不在者投票**

内 容	あらかじめ郵便等投票証明書の交付を受けることにより郵便による不在者投票を行うことができます。
対 象	<p>① 両下肢・体幹・移動機能のいずれかに障がいがある 1級 または 2級 の人</p> <p>② 心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・肝臓・免疫のいずれかに障がいがある 1級 ~ 3級 の人</p> <p>③ 介護保険法に規定する、要介護5の人。</p>
窓 口	愛荘町選挙管理委員会事務局(愛荘町役場愛知川庁舎内) TEL 0749-42-7680 FAX 0749-42-6090

こゑ こうほう  
**声の広報**

内 容	声の広報…「広報あいしょう」および「社協あいしょう」等をカセットテープにふきこんで希望者に無料で貸出します。
対 象	視覚障がい等により広報を読むことが困難で、本サービスを希望される方。
窓 口	愛荘町社会福祉協議会 愛知川事務所 TEL 0749-42-7170 FAX 0749-42-7178

てんじとしよきゆうふじぎょう  
**点字図書給付事業**

内 容	点字図書の購入に対し、年間6タイトルまたは24巻を限度として給付します。
対 象	点字により情報の入手を行なっている町内に居住する視覚障害者。
窓 口	愛荘町役場福祉課 TEL 0749-42-7691 FAX 0749-42-5887

## FAX110番

内 容	電話の110番通報にかわる手段としてファックスによる緊急通報ができます。 FAX 077-526-0110 通報先: 滋賀県警察本部地域課通信指令室
対 象	町内在住の聴覚障がい者、言語障がい者

## 警察庁の緊急通報「110番アプリ」

内 容	全国どこからでも、「110番アプリ」を利用することができ、スマートフォンからの位置情報を基に、通報時にいる場所の県警につながります。 聴覚や言語に障がいのある方など、音声による110番通報が困難な方のための専用アプリです。 ※アプリは誰でも無料でダウンロードすることが可能です。
対 象	聴覚障がい者、言語障がい者

## Net119 緊急通報システム

内 容	Net119は、音声による119番通報が困難な聴覚・言語機能障害者が円滑に消防へ通報を行えるシステムです。スマートフォンなどから通報用Webサイトにアクセスして、消防本部が消防隊や救急隊をどこに出動させるべきかを判断するために必要な「救急」「火事」の別と、通報者の位置情報を入力すれば、即座に消防本部に通報につながり、その後にテキストチャットで詳細を確認する仕組みとなっています。
対 象	町内在住の聴覚障がい者、言語障がい者
窓 口	東近江行政組合消防本部 指令課 TEL 0748-22-7605 FAX 0748-23-0119

## 意思疎通支援事業

内 容	手話通訳者または要約筆記の派遣を受けることができます。 営利目的など内容によっては派遣できないこともあります。
対 象	町内在住の聴覚障がい者および町内在住の聴覚障がい者と意思疎通を図る必要のある者
窓 口	愛荘町役場福祉課 TEL 0749-42-7691 FAX 0749-42-5887

しがけんしょうがいしゃ たいかい  
滋賀県障害者スポーツ大会

内 容	障がい者の健康維持と機能の維持回復のため、次の種目について、年1回、県でスポーツ大会を行っています。 <種目> 陸上競技 水泳競技 アーチェリー競技 卓球競技 フライングディスク
対 象	町内在住の身体障害者手帳所持者
窓 口	愛荘町役場福祉課 TEL 0749-42-7691 FAX 0749-42-5887

とくべつしょうがいしゃてあて  
特別障害者手当

内 容	対象条件に該当する場合、手当が支給されます。詳しくは下記の窓口へお問い合わせください。※所得による支給制限があります。 支給額…月額30,450円 支給月…5月(2月分～4月分)、8月(5月～7月)、 11月(8月～10月)、2月(11月～1月)
対 象	重度の精神または身体の障がいにより、日常生活において常時の介護を必要とする20才以上の人
窓 口	愛荘町役場福祉課 TEL 0749-42-7691 FAX 0749-42-5887

しょうがいじふくしてあて  
障害児福祉手当

内 容	対象条件に該当する場合、手当が支給されます。詳しくは下記の窓口へお問い合わせください。※所得による支給制限があります。 支給額…月額16,560円 支給月…5月(2月分～4月分)、8月(5月～7月)、 11月(8月～10月)、2月(11月～1月)
対 象	重度の精神または身体の障がいにより、日常生活において常時の介護を必要とする20才未満の人
窓 口	愛荘町役場福祉課 TEL 0749-42-7691 FAX 0749-42-5887

じどうふようてあて  
児童扶養手当

内 容	対象条件に該当する場合、手当が支給されます。詳しくは下記の窓口へお問い合わせください。※所得による支給制限があります。 支給額…本体額:全部支給の場合は月額48,050円 第2子以降加算額については窓口にお問い合わせください。 支給月…5月(3,4月分)、7月(5,6月分)、9月(7,8月分)、11月(9,10月分)、 1月(11,12月分)、3月(1,2月分)
対 象	父母の離婚等によりひとり親となった家庭の親又は、親に代わってその児童を養育している方、あるいは父又は母が身体などに重度の障がいがある児童のもう一方の父母に対して支給されます。(児童とは、18歳到達の年度末まで、又は20歳未満で心身におおむね中度以上の障がいのある児童をいいます。)
窓 口	愛荘町子ども支援課(愛知川庁舎) TEL 0749-42-7693 FAX 0749-42-5887

とくべつじどうふようてあて  
特別児童扶養手当

内 容	対象条件に該当する場合、手当が支給されます。詳しくは下記の窓口へお問い合わせください。※所得による支給制限があります。 支給額…1級:月額58,450円、2級:38,930円 支給月…4月(12月分～3月分)、8月(4月分～7月分)、12月(8月分～11月分)
対 象	20歳未満の心身障がい児(身体障害者手帳1～3級程度)を監護している父母または養育している人。(ただし、障がいの程度によっては該当しない場合があります。)
窓 口	愛荘町役場福祉課 TEL 0749-42-7691 FAX 0749-42-5887

しょうがいきそねんきん・しょうがいこうせいねんきん・しょうがいきょうさいねんきん  
**障害基礎年金・障害厚生年金・障害共済年金**

内 容	障害基礎年金は1級と2級、障害厚生年金・障害共済年金には1級から3級まであります。(身体障害者手帳の等級とは基準が異なります)。なお、障害厚生年金・障害共済年金については3級に該当しない場合であっても、障害手当金が支給されることがあります。詳しくは下記の窓口へお尋ねください。
対 象	障害認定日(原則、初診日から1年6ヵ月を経過した日)における障がいの程度が障害等級表(身体障害者手帳の等級とは基準が異なります)に該当している、次のいずれかの人。 ① 国民・厚生・共済年金いずれかの被保険者期間中に初診日がある人。 ② ①に該当しない場合で、20歳前または60歳以上65歳未満に初診日がある人。 ※年金保険料の納付要件や所得制限等により請求できない(全額または一部が支給されない)場合があります。 ※障害認定日には障害等級表に該当しない場合でも、65歳に達する前に障がいの程度が重くなった時は障害年金が支給されることがあります。
窓 口	日本年金機構彦根年金事務所 TEL 0749-23-1112 ※障害共済年金の場合は各共済組合にお問い合わせください 愛荘町住民課 TEL 0749-42-7692 FAX 0749-42-7117 ※障害基礎年金のみ愛荘町住民課でも受付可能です。

とくべつしょうがいきゅうふきんせいど  
**特別障害給付金制度**

内 容	国民年金に任意加入していなかったことにより、障害基礎年金等を受給していない障がいのある人について、国民年金制度の発展過程において生じた特別な事情を考慮して、社会的措置として創設されました。
対 象	次の①または②のいずれかに該当する人 ①平成3年3月以前に国民年金任意加入対象であった学生 ②昭和61年3月以前に国民年金任意加入対象であった被用者(厚生年金、共済組合等の加入者)の配偶者であって、任意加入していなかった期間内に初診日があり、現在、障害基礎年金1級、2級相当の障がいに該当する人。ただし65歳に達する日の前日までに当該障害状態に該当し、請求された人に限られます。また、給付金を受けるためには、厚生労働大臣の認定が必要になります。  なお、障害基礎年金、障害厚生年金、障害共済年金などを受給することが出来る人は対象になりません。
窓 口	日本年金機構彦根年金事務所 TEL 0749-23-1112 ※障害共済年金の場合は各共済組合にお問い合わせください

しょうがいしゃふようきょうさいせいど  
**障害者扶養共済制度**

内 容	障害者扶養共済制度に加入している場合、心身障がい者(児)を扶養している方が死亡された時などに、その障がい児(者)に1口あたり月額20,000円の年金が支給されます。
対 象	身体障害者手帳 1級 ~ 3級 の所持者を扶養している65歳未満の親族
窓 口	滋賀県健康医療福祉部 障害福祉課 TEL 077-528-3542 ※愛荘町役場福祉課窓口にはパンフレットがあります。

# ● 日常生活の支援

## ほ そ う ぐ の こ う ふ ・ し ゅ う り 補装具の交付・修理

内 容	<p>一割の自己負担で下記の補装具の交付・修理が受けられます。事前申請・承認が必要となりますので下記窓口へご相談ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 矯正眼鏡</li> <li>・ 弱視眼鏡</li> <li>・ 遮光眼鏡</li> <li>・ 盲人安全つえ</li> <li>・ 義眼</li> <li>・ 補聴器</li> <li>・ 義肢(義手、義足)</li> <li>・ 装具</li> <li>・ 車いす</li> <li>・ 電動車いす</li> <li>・ 歩行器</li> <li>・ 歩行補助つえ</li> <li>・ 座位保持装置</li> <li>・ 座位保持いす</li> <li>・ 起立保持具</li> <li>・ 頭部保護帽</li> <li>・ 排便補助具</li> <li>・ 重度障害者用意思伝達装置</li> </ul>
対 象	用具の種類ごとに細かな要件があります。下記の窓口へお問い合わせください。
窓 口	愛荘町役場福祉課 TEL 0749-42-7691 FAX 0749-42-5887
備 考	介護保険制度が優先的に適用されます。

## にちじょうせい かつ よ う ぐ き ゅ う ふ 日常生活用具の給付

内 容	<p>一割の自己負担で下記の日常生活用具の交付が受けられます。事前申請・承認が必要となりますので下記窓口へご相談ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特殊寝台</li> <li>・ 特殊マット</li> <li>・ 特殊尿器</li> <li>・ 入浴担架</li> <li>・ 体位変換器</li> <li>・ 移動用リフト</li> <li>・ 訓練いす</li> <li>・ 訓練用ベッド</li> <li>・ 入浴補助用具</li> <li>・ 便器</li> <li>・ T字状・棒状のつえ</li> <li>・ 移動・移乗支援用具</li> <li>・ 頭部保護帽</li> <li>・ 特殊便器</li> <li>・ 火災警報器</li> <li>・ 自動消火器</li> <li>・ 電磁調理器</li> <li>・ 歩行時間延長信号機用小型送信機</li> <li>・ 聴覚障がい者用屋内信号装置</li> <li>・ ストーマ装具(蓄便袋・蓄尿袋)</li> <li>・ 紙おむつ等</li> <li>・ 収尿器(男性用・女性用)</li> <li>・ 透析液加温器(自己連続携行式腹膜灌流(CAPD)による透析療法)</li> <li>・ ネブライザー(吸入器)</li> <li>・ 電気式たん吸引器</li> <li>・ 酸素ボンベ運搬車</li> <li>・ 盲人用音声式体温計</li> <li>・ 盲人用体重計</li> <li>・ 携帯用会話補助装置</li> <li>・ 情報・通信支援用具</li> <li>・ 点字ディスプレイ</li> <li>・ 点字器(標準型、携帯用)</li> <li>・ 点字タイプライター</li> <li>・ 視覚障がい者用ポータブルレコーダー(再生専用、録音再生)</li> <li>・ 視覚障がい者用活字文書読上げ装置</li> <li>・ 視覚障がい者用拡大読書器</li> <li>・ 盲人用時計(触読式・音声式)</li> <li>・ 聴覚障がい者用通信装置(FAX)</li> <li>・ 聴覚障がい者用情報受信装置</li> <li>・ 人工喉頭(笛式、電動式)</li> <li>・ 点字図書</li> <li>・ 居宅生活動作補助用具</li> </ul>
対 象	用具の種類ごとに細かな要件があります。下記の窓口へお問い合わせください。
窓 口	愛荘町役場福祉課 TEL 0749-42-7691 FAX 0749-42-5887
備 考	介護保険制度が優先的に適用されます。

## 住宅改修費給付

内 容	<p>下記に該当する住宅改修費、居宅生活動作補助用具購入費を上限 20万円 の範囲で給付します。                  なお、費用の 一割 が自己負担となります。（原則1回限り）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 手すりの取り付け</li> <li>2. 床段差の解消</li> <li>3. 滑り防止および移動の円滑化等のための床材の変更</li> <li>4. 引き戸等への扉の取替え</li> <li>5. 洋式便器等への便器の取替え</li> <li>6. その他必要な住宅改修</li> </ol>
対 象	<p>身体障害者手帳 3級 以上の人（下肢・体幹・脳原性移動機能障がい）。                  ただし、特殊便器への取替えについては上肢障がい2級以上で、学齢児以上。                  身体障害者手帳 1級、2級（肢体不自由または視覚障がい）</p>
窓 口	<p>愛荘町役場福祉課                      TEL 0749-42-7691 FAX 0749-42-5887</p>

じゅうたくかいぞうひ                      じよせい

## 住宅改造費の助成

内 容	<p>重度障がいの日常生活を容易にするため、便所・風呂等を特別に改造する場合、その改造費の一部を助成します（事前申請・承認が必要となりますので、改造前に下記窓口までご相談ください）。なお、上記の住宅改修費給付や介護保険制度の住宅改修が適用できる場合、これらの制度が優先されます。（限度額：25万円、1世帯につき1回限り）</p>
対 象	<p>身体障害者手帳 肢体不自由または視覚障がいの1級、2級 の人</p>
窓 口	<p>愛荘町役場福祉課                      TEL 0749-42-7691 FAX 0749-42-5887</p>
備 考	<p>所得による支給制限があります。</p>

せいかつふくししきん                      かしつけ

## 生活福祉資金の貸付

内 容	<p>生活（住宅の増改築・補修等）に必要な資金の貸付制度があります。                  なお、所得や障がいの程度により対象要件がありますので事前の相談をお願いします。</p>
窓 口	<p>愛荘町社会福祉協議会    愛知川事務所    TEL 0749-42-7170 FAX 0749-42-7178</p>

しんたいしょう                      せいせたいむ                      けんえいじゅうたく                      にゅうきよ

## 身体障がい者世帯向け県営住宅への入居

対 象	<p>一般世帯向け申込資格に加え、車いすを常用していて、かつ下肢障がい・体幹機能障がい1～4級の身体障害者手帳を所持する人、またはこれと同程度の障がいを有する満6歳以上の同居する親族がいる人。</p>
窓 口	<p>（指定管理者）日本管財（株）滋賀県営住宅管理センター                  TEL 077-510-1500    FAX 077-522-2778                  TEL 077-510-1501（外国人専用）</p>

## じゅうどしんしんしょう      しゃきんきゅうつうほう 重度身心障がい者緊急通報システム

内 容	急病などの緊急事態に胸にかけたペンダントまたは押しボタンを押すと緊急通報が発信されます。
対 象	緊急通報を発した場合、近隣協力者等関係機関の居住地内への立入りを認め、かつその際住居等の一部に破損が生じても、一切修復責任を問わない旨の承諾ができる人で、下記に該当する人。利用料は月額150円です。(通信料は自己負担) ① 満65歳以上の独居・高齢世帯で常時注意を要する人 ② 在宅・独居の重度障がい者および重度障がい者世帯(身体障害者手帳1級・2級)
窓 口	愛荘町役場福祉課                      TEL 0749-42-7691 FAX 0749-42-5887

## しょうがいしゃさいだん ひしきゅう スモン障害者採暖費支給

内 容	在宅のスモン障がいの人に対し、年間35,000円の採暖費を支給します。
窓 口	愛荘町役場福祉課 TEL 0749-42-7691 FAX 0749-42-5887

## ●障害福祉サービス等

### しょうがいふくし 障害福祉サービス

内 容	<p>障害福祉サービスには、介護の支援を受ける「介護給付」、訓練等の支援を受ける「訓練等給付」があります。介護給付と訓練等給付の内容は下記のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 介護給付           <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 居宅介護(ホームヘルプ)</li> <li>・ 重度訪問介護</li> <li>・ 行動援護</li> <li>・ 同行援護</li> <li>・ 重度障害者等包括支援</li> <li>・ 短期入所(ショートステイ)</li> <li>・ 療養介護</li> <li>・ 生活介護</li> <li>・ 共同生活援助(グループホーム)</li> <li>・ 施設入所支援</li> </ul> </li> <li>● 訓練等給付           <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自立訓練(機能訓練、生活訓練)</li> <li>・ 就労移行支援・ 宿泊型自立訓練</li> <li>・ 就労継続支援(A型、B型)</li> </ul> </li> </ul>
窓 口	<p>(問い合わせ・新規の申し込み)愛荘町役場福祉課 TEL 0749-42-7691 FAX 0749-42-5887 (利用方法の相談)彦愛犬地域障害者生活支援センター「ステップアップ21」内 TEL 0749-35-0333 FAX 0749-35-2123</p>
備 考	<p>利用者負担は原則として定率(1割)です。ただし、所得が低い人等への負担軽減措置があります。</p>

### しょうがいじつうしょしえん 障害児通所支援

内 容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 児童発達支援 ……施設等への通所における支援のほか、地域にいる障がい児や家族などの支援も行います。</li> <li>・ 医療型児童発達支援 ……未就学の障がい児(上肢・下肢または体幹の機能に障がいのある児童)に児童発達支援及び治療を行います。</li> <li>・ 放課後等デイサービス ……通学している障がい児へ放課後や長期休暇において、生活能力向上のための訓練の場を提供します。</li> <li>・ 保育所等訪問支援 ……保育所等での集団生活に適應するための支援が、必要な場合に訪問支援を行います。</li> </ul>
窓 口	<p>(問い合わせ・新規の申し込み)愛荘町役場福祉課 TEL 0749-42-7691 FAX 0749-42-5887</p>
備 考	<p>利用者負担は原則として定率(1割)です。ただし、所得が低い人等への負担軽減措置があります。</p>

### けいかくそうだんしえん ちいきそうだんしえん 計画相談支援・地域相談支援

内 容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画相談支援 障がい児(者)の自立した生活を支え、障がい児(者)の抱える課題の解決や適切なサービス利用ができるよう、障害福祉サービスの支給決定前にサービス利用計画または障害児支援利用計画を作成します。そして決められた期間ごとにサービスの利用状況の検証を行い、計画の見直しを行います。</li> <li>・ 地域相談支援(地域移行支援事業・地域定着支援事業) 障害者支援施設などに入所している者または精神科病院に入院している精神障がい者に対して、住居の確保その他の地域における生活に移行するための相談などを行います。また、居宅において単身などで生活する障がい者に対して常時の連絡体制を確保し、障がいの特性によって生じた緊急の事態等についての相談や緊急訪問などを行います。</li> </ul>
窓 口	<p>(問い合わせ・新規の申し込み)愛荘町役場福祉課 TEL 0749-42-7691 FAX 0749-42-5887</p>
備 考	<p>利用者負担は原則として定率(1割)です。ただし、所得が低い人等への負担軽減措置があります。</p>

ちい きせい かつし えんじぎょう  
**地域生活支援事業**

内 容	<p>障がいのある人が、その有する能力や適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、以下の事業を実施しています。詳細は下記の窓口へお問い合わせください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 相談支援事業</li> <li>・ 移動支援事業</li> <li>・ 日中一時支援事業</li> <li>・ 地域活動支援センターおよび同センター機能強化事業                  (デイサービス利用方法の相談は下記の彦愛犬地域障害者生活支援センターまで)</li> <li>・ 訪問入浴サービス事業</li> <li>・ 意思疎通支援事業(手話通訳者・要約筆記者派遣)</li> <li>・ 日常生活用具給付事業</li> </ul>
窓 口	<p>(相談支援事業の窓口)・彦愛犬地域障害者生活支援センター                  「ステップアップ21」内 TEL 0749-35-0333                  FAX 0749-35-2123</p> <p>・彦根学園(重度心身障がい者) TEL 0749-22-2266                  FAX 0749-22-9767</p> <p>(問い合わせ) 愛荘町役場福祉課 TEL 0749-42-7691                  FAX 0749-42-5887</p>
備 考	<p>利用料は上記窓口までお問い合わせください。</p>

しゅうろう そうだんまどぐち  
**就労の相談窓口**

窓 口	内 容
彦根公共職業安定所 TEL 0749-22-2500 FAX 0749-26-5186	障がい者の就職等について、専門の職員が相談・指導を行っています。
働き・暮らし コトー支援センター TEL 0749-21-2245 FAX 0749-21-2246	障がい者の就職や日常の生活等についての相談機関です。 障がい者の雇用先の開拓および就労職場の環境づくりを通じて 生活全般を支援しています。
滋賀県障害者 職業センター TEL 077-564-1641 FAX 077-564-1663	職業リハビリテーションの一環として、公共職業安定所との連携の もとに専門のカウンセラーが配置されています。そして、就職のため の相談、職業に関する能力および適正の評価、職業講習、職業準備 訓練を実施しています。また、職場適応、職場環境の改善等の相談 業務も行っていきます。

あいしょうちょうない きんりん しょうがいしゃだんたい  
**愛荘町内・近隣の障がい者団体**

団体名	対象等	代表者名	住所・連絡先
愛荘町手をつなぐ育成会	心身に障がいがある方と、 家族の方の団体です。	松川 満	愛荘町愛知川72 (愛荘町役場福祉課内) TEL 0749-42-7691 FAX 0749-42-5887
愛荘町福祉コミュニティー 親の会	地域共生社会の実現をめざ すコミュニティー団体です。	森 治久	愛荘町愛知川72 (愛荘町役場福祉課内) TEL 0749-42-7691 FAX 0749-42-5888
日本オストミー協会 滋賀県支部	人工膀胱、人工肛門造設の 方の団体です。	八木 政廣	草津市東矢倉3-5-24 (事務局) TEL 077-562-5220 FAX 077-562-5220
滋賀湖声会	咽頭摘出、その他により発 声機能を喪失した方が発声 訓練するための団体です。	木村 史次	米原市下多良2-80-2 TEL 0749-50-5688 FAX 0749-50-6652
地域アドボケーター (滋賀県地域相談支援 員)	「地域アドボケーター(滋賀県 地域相談支援員)」は、自身で 相談することが難しい障がい のある方に寄り添い、相談内 容を代弁することにより、障が い者の権利を擁護し、障害者 差別解消相談員につなぐ役割 を担っています。お住まいの地 域にかかわらず、相談しやす いアドボケーターにご相談く ださい。  ※詳細は滋賀県HPをご参 照ください。	★湖東地域	
		障害者自立支援 センター章の舟 片岡 博	彦根市高宮町1393-6 TEL 090-1486-6051
		彦根市 岸田 清次	TEL 0749-28-0225
		彦根市 奥村 ますみ	彦根市 TEL 090-1391-7602
		多賀町 柴田 勝義	

みんせいいいん じどういいん  
**民生委員・児童委員**

内 容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・民生委員・児童委員は、広く社会の実情に通じ、社会福祉の増進に熱意のある住民が、地域から選ばれ活動しています。</li> <li>・相談内容に応じて適切な関係機関による支援への「つなぎ役」になります。</li> </ul>
窓 口	民生委員・児童委員 愛荘町役場福祉課 TEL 0749-42-7691 FAX 0749-42-5887

せいかつほご  
**生活保護**

内 容	病気、障がいなどで働くことができず、資産もなく、扶養も受けられず、生計維持困難となった時、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障することとともに、その自立を助長することを目的とします。
窓 口	愛荘町役場福祉課 TEL 0749-42-7691 FAX 0749-42-5887 湖東健康福祉事務所(彦根保健所) TEL 0749-21-0282 FAX 0749-26-7540